

## さぬき市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の運転免許証自主返納制度の利用を促進し、高齢者の運転による交通事故の抑制を図るため、運転免許証を自主返納した高齢者に対する支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4の規定により、全ての種類の免許の取り消しを申請し、運転免許証を公安委員会へ返納することをいう。
- (3) 申請による運転免許の取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項に規定する通知書をいう。
- (4) さぬき市共通商品券 さぬき市共通商品券条例（平成18年さぬき市条例第6号）で定める商品券をいう。
- (5) さぬき市コミュニティバス回数乗車券 さぬき市コミュニティバス運行規則（平成14年規則第147号）第8条第1項に規定する回数乗車券をいう。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、第5条第1項に規定する申請時において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自主返納の日において、満65歳以上の者
- (2) 自主返納の日から第6条第2項に規定する交付の日までの期間において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 平成27年4月1日以降に自らが所有する運転免許証を自主返納した者  
(支援内容及び限度)

第4条 支援の内容は次に掲げるものとし、予算の範囲内で1万円を限度として、対象者が希望するものを選択するものとする。

- (1) さぬき市共通商品券の交付
- (2) さぬき市コミュニティバス回数乗車券の交付

### (支援の申請)

第5条 前条の支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（様式第1号）に、香川県公安委員会が発行した

申請による運転免許の取消通知書の写しのほか、市長が必要と認める書類等を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、申請による運転免許の取消通知書の交付を受けた日から1年以内に行うものとする。

(支援の決定及び支援の実施)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、支援の可否を決定し、高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により支援の決定を受けた者(以下「被支援者」という。)に対し、その決定内容に基づき、さぬき市共通商品券又はさぬき市コミュニティバス回数乗車券(以下「商品券等」という。)を交付する。

3 被支援者は、前項の規定による交付を受けたときは、高齢者運転免許証自主返納支援事業受領書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(支援決定の取消し等)

第7条 市長は、被支援者が偽り若しくは不正の手段により支援の決定を受けたとき又は商品券等の交付を受けるまでに第3条第2号の規定に該当しなくなったときは、高齢者運転免許証自主返納支援事業決定取消通知書(様式第4号)により支援の決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に交付した商品券等があるときは、当該取消しを行った者に対し、その交付額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。